

教育・学習の質向上に向けた新たな評価制度の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理

令和 7 年●月●日

第 1 部 新たな評価の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

- 認証評価は、各高等教育機関の活動が、日本の高等教育機関として十分にその役割を果たしているかどうか、社会に認知・評価してもらうためのアカウンタビリティとしての役割を果たすとともに、評価結果を踏まえて高等教育機関が自己改善を促進していく目的で、平成 16 年度から実施されてきている。
 - 現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、国が認証した評価機関が高等教育機関に対してアクレディテーションを行うという意味合いをもたせるためにも、国が学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下、「細目省令」という。）を定め、それを踏まえた各認証評価機関の大学評価基準により、「適合」「不適合」の判断を行ってきたところである。
 - この点、米国は、国による設置認可というものがなく、各評価機関が定める大学の基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から外部の評価機関がアクレディテーションを行っている。我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。そのうえで、国が定める設置基準等を踏まえた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを踏まえれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点は考慮する必要がある。
 - これまでに認証評価は、第三者が関わるという視点から、高等教育機関の内部質保証における必要なシステムを構築し、高等教育機関自身で認証評価を踏まえた PDCA サイクルをまわし、一定の自己改革・自己改善を促すなど、高等教育機関の改革の下支えの役割を一定程度担ってきたことは事実である。
 - その一方で、認証評価制度は制度構築から 20 年が経過して、これまでの答申等でも課題が指摘されている。本ワーキンググループでの議論も踏まえると、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。
- ① 現在の認証評価が社会に対して訴求力が弱いのではないか
- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを目的として、高等教育の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきたが、社会

は高等教育機関で行われている「教育の質」を評価することを期待しているとの指摘がある。高等教育機関の活動における社会に対する理解と支持を得るために、アカウンタビリティを果たすという制度趣旨と照らして、現在の評価は必ずしも社会が求める評価となっていないのではないか。

- ・高等教育機関の多様性・個性や特性があることを考慮したとしても、認証評価機関により評価基準や評価結果にばらつきがあり、外部から見た際のわかりづらさに繋がっているのではないかと指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、国際通用性のある評価基準との整合も考慮すべきではないか。
- ・評価結果についても、各種ホームページ等に評価結果が公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見てわかりづらい、また、そもそも社会に十分認知されていないという指摘がある。必ずしも社会が利用しやすい形になっていないのではないか。また、認証評価自体が大学関係者の世界に閉じたものとなっているのではないか。

② 評価に当たり評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・現在の認証評価を受審することで高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見もある一方で、必ずしも十分活かされていないという意見もあることから、評価結果の活用が必ずしも十分実感できていない場合があることや、すでに教育の質向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規定や制度の整備の有無を確認されることの「徒労感」と、様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことによる「負担感」が生じているのではないか。
- ・機関別と分野別の評価サイクルが異なるなど、評価に伴う大学の負担が増加しているのではないかと指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を大学全体で共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の改革・改善に活かすことが期待されているが、認証評価と内部質保証に関わる教員・職員は大学の中ではごく一部であり、未だ多数の教員・職員には認証評価と、それを活用した内部質保証の取組については「他人事」になってしまっているのではないか。

2. 改革の方向性

- 令和7年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(以下、「知の総和答申」という)では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘したうえで、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、そのためには、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが求められたところである。
- 高等教育機関は、自律的な組織として社会からの信頼を得るべく、その使命や目的を実現するために自らが行う活動について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠である。そのうえで、内部質保証と認証評価のような第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていくべきである。
- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度の改革を行うこととする。

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」における、各学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。これまでの大学設置基準等の法令適合性や高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性の有無という観点から引き続き重要である。

そのうえで、当該評価を基盤にして、高等教育機関が自ら掲げた養成すべき人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを起点とし、学生が在学中にどのくらい成長したかという学修成果が可視化され、その結果を踏まえて各高等教育機関自らが更なる改革・改善が進められているかという観点からも評価すべきであり、これらを総合した「新たな評価」制度を構築すべきである。

したがって、この「新たな評価」を通じて、高等教育機関としての最低限の質を保証するとともに、高等教育機関の「教育の質」の向上を図るため、各機関の掲げる養成すべき人材像を踏まえ、未来社会を担う人材を育成する高等教育機関を高く評価する仕組みを構築する。

(2) 社会に開かれた質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA といわれる時代においては、これまで以上に高等教育機関は自らが行う教育活動や自律的な改革・改善を行い、社会からの理解と支持を得ることが求められる。

各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、第三者による評価の結果やその他

必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（3）効果的かつ効率的な評価の実現

高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」や「負担感」が生じているとの指摘が多いことから、「知の総和」の実現を両立するためには、真に必要なものは「教育の質」の向上であることを踏まえ、これまでの認証評価における評価項目についても真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを図る。

評価の手続きについても、デジタル化を進め、データベースを積極的に活用することで評価事務手続の簡素化・効率化を図っていくこととする。

また、評価すべき項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行うこととする。

以上の改革の方向性を踏まえたうえで、新たな第三者評価制度については、

- ① 評価の主体【誰が評価するか】
- ② 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ③ 評価の視点【何をもちて評価するのか】
- ④ 評価の手続【どのように評価するのか】
- ⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

という論点ごとに検討を行う。

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 新たな評価主体の在り方：ピア・レビューの維持及び協議会による評価の整合性の確保

- 現在、文部科学大臣に認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関、それぞれがもつ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、ピア・レビューを通じた評価を行っているところであり、これまで培った第三者評価の経験については、新たな評価制度においても積極的に活かすべきである。引き続き、文部科学大臣が認証した評価機関が評価の主体として、第三者評価を責任もって実施していくことが必要である。
- その一方で、
 - ・複数の評価機関による多元的な評価を重視するあまり、評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点から課題があるのではないか
 - ・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
 - ・第三者評価である認証評価に期待されている、高等教育機関の活動に対する社会へのアカウンタビリティという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないかという指摘がある。
- 評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり必要な基準・項目をより明確にするとともに、評価機関の評価に当たって、評価機関間での評価の観点や評価手法の共有を図り、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整の場（協議会）を設定する方向を検討を行う。

(2) 評価主体の質の確保：協議会の設置及び認証評価機関に対する定期的な確認

- これまでの認証評価は、国際的な取組を参照してピア・レビュー方式がとられているが、高等教育の質を評価するのであれば、その方針は踏襲する。このこととともに、評価において社会の視点を幅広く反映するため、必要に応じて産業界関係者やその分野に精通した専門人材をはじめとした幅広い人材に参画してもらうことも、これまで以上に促進していくことが必要である。
- 評価者に必要な素養・理念の共有や研修を行うことについても、意識共有を図る場（協議会）がその役割を担うことも求められる。
- 新たな評価制度は、評価機関が、法令適合性や高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関

の中核たる「教育の質」の評価することになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身の自己点検・評価のサイクルを実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われているか確認するシステムを設けることも検討する。

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

今後、協議会の設置を検討するに当たり、具体的にどのような役割を担わせるべきか等について検討。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～ 学部・学科、研究科の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 現在の認証評価は、大学等の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価する機関別評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別評価がある。
- これまでの認証評価における機関別評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を上げてきたところであるが、教育研究の基本的組織である学部・学科、研究科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげるまでにはその成果は及んでおらず、それが高等教育機関の果たすべき大きな役割である学生の「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないかと、との指摘もある。
- 今回、新たな評価において「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に掲げた目標に対する学修成果を可視化し、各高等教育機関においてさらなる改善・充実がなされているかという点に重きをおいた評価への見直しが必要である。そのため、各教育課程を通じて能力を育成し、知識、技術、技能を修得させ、「学位」という形でその学修成果を証明していることを踏まえれば、学位プログラムごとに評価を行う視点が必要である。
- 現在の高等教育機関においては、学部・学科等の「教育研究上の基本的組織」を設置し、教員もそこに配置されており、設置の際にも学部・学科、研究科単位で認可を得ていることを踏まえれば、新たな評価制度において、学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度に向け、引き続き議論を進めていく。

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

今後、学位の分野に基づく学部・学科、研究科別の評価を行うに当たり、

- ・大学等の新設や大学等の学部・学科の設置の認可に際しては、「学位の種類」によって、養成すべき人材像や3つのポリシーに基づく教育環境整備等について審査していることから、評価の対象について検討する際に参考になるのではないかと
- ・分野横断・学際領域に関する学部・学科若しくは研究科への対応をどうするか
- ・全学的な教学マネジメントをどのように担保するか

3. 評価の視点【何をもって評価するか】

(1) 評価の基準・項目

～内部質保証システム及び学修成果と改善、項目及び指標の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規則やシステムの有無を形式的に判断することで内部質保証システムの構築を評価しているが、内部質保証システムを構築することは、各機関の教育の質向上の基盤であることから、引き続き確認・評価を行うことは必要である。
- その上で、新たな評価は、各学部・学科、研究科の教育目標たる、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用できているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう制度的な措置を検討する。
- この点、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果の創出を通じた社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的資金の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であり、新たな評価においては、研究力やその成果が教育に還元できているかどうかについて留意すべきである。
- また、各評価機関の定める大学評価基準について、それぞれ基準・項目や表現に差異があることで、社会から見てわかりづらく、認証評価の目的である社会へのアカウンタビリティとしての機能を必ずしも十分に果たしていないのではないかと指摘がある。また、進学者は学びたい学問分野を前提に高等教育機関を選んでいるため、その高等教育機関そのものの評価ではなく、学部・学科、研究科の「教育の質」を評価した結果を提示することは重要である。このため、高等教育機関の「教育の質」を評価する基準・項目、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善へ活用できているか」という点については、共通的な基準・項目、指標等を定めるとともに、具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すことを引き続き検討する。
- 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身につけたかという学修成果の可視化が重要になる。これまでアンケート等、学生の自己報告を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、学習成果の評価は、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で学習成果の可視化を行うことが求められる。なお間接評価に関しては、今年度から本格実施する全国学生調査を効果的に活用していくべきである。
- 併せて、各高等教育機関が「教育の質」の向上につながる優れた取組及び特徴的な取

組についても積極的に評価できる仕組みになるようにも留意することも重要である。

- なお、評価基準・項目の検討に当たっては、学部・学科、研究科によっては、前述の共通的な基準・項目のほかに当該分野の独自性や国際水準の基準と照らして別途評価基準・項目を追加することは許容することも考慮すべきである。
- 現在の認証評価を通じて、高等教育機関として求められる教育環境水準である法令適合性（教員数、収容定員数、校地・校舎面積等）も確認しているが、法令適合性に関しては、文部科学省との役割分担やデータベース等を活用した方策を引き続き検討する。
- 高等教育機関への負担と言う観点からも、新たな評価制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組の整理・統合も併せて検討すべきである。例えば、国立大学法人評価における教育に関する現況分析は類似するところも多いものと考えられ、その廃止も含めて検討する。
- また、認証評価制度以外にも、大学の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合（例えばビジネス教育分野）、日本医学教育評価機構（JACME）が世界医学教育連盟（WFME）の評価基準を踏まえて評価基準を策定し、評価を行っている場合や国際協定の取決めに従い、日本技術者教育認定機構（JABEE）が技術者教育プログラムを認定している場合もあり、新たな評価制度導入に合わせて、その活用を一層進めるべきである。例えば、国際的な評価機関による認定が大学側のインセンティブとして働くよう、新たな評価に係る業務を大幅に簡略化する等も含めて検討する。
- その他、先行して独自に評価を実施してきた分野の基準・項目についても、新たな評価制度における基準・項目との重複や類似性等に留意する。

（２）評価結果の在り方：わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の「適合」「不適合」という評価結果については、ほぼすべての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。
- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、資質・能力最大限伸ばすことによって社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、偏差値や立地等といった必ずしも各機関が行っている「教育の質」とは直接的には関わりがない価値判断で社会的な評価や進路選択が行われているのが現状であり、このような現状を打破するため、その「教育の質」をわかりやすく評価し、発信する必要性は高い。

- また、段階別の評価にすることによって、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、それを参考に学生が学修の成果を実感できるための高等教育機関の自己改革・自己改善の取組が進むことも期待されることから段階別評価を導入する方向で引き続き検討する。
- なお、段階別評価を行う際には、未達成の内容や課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につながる評価制度にしていくべき。

（３）新たな評価制度導入におけるディプロマ・ポリシー等の再検証

新たな評価制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた養成すべき人材像を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、どのような資質・能力を学生が在学中に身につけることができたかを評価することになることから、適切なディプロマ・ポリシーを設定することが求められる。このことから、新たな評価制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる養成すべき人材像とディプロマ・ポリシーを改めて、地域のニーズや社会の要請に照らしつつ、各機関の教育理念に基づき、「どのような力を学生に身に付けてもらいたいのか」について具体的かつ十分なものが再検証すべきである。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 高等教育機関の「教育の質」を評価する、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているか」という点を可視化し、それに基づき、教育改善へ活用できているか」を評価するに際し、具体的にどのような基準・項目を評価機関に設定してもらうか
- ・ 新たな評価における法令適合性の確認の方策について、どうあるべきか
- ・ 段階別評価を行うのであれば、何段階で評価すべきか、また、段階別に判断をどのような考え方で行うか

4. 評価手続【どのように評価するか】

(1) データベースの構築

- 評価業務の効率化に向けて、各高等教育機関が自己点検・評価の際に必要なデータを収集・入力すれば、第三者評価の際、これらを改めて加工・再整理しなくとも、第三者評価の際にも評価機関が活用できるようデータベースを設置し、大学と評価機関・文部科学省とも共有できるようシステムを整備する。

(2) 評価サイクル

- 評価のサイクルは、評価基準や項目及び手続の全体像を明確にした上で、評価機関の実情を加味して最終的に判断すべきであるが、医学部等は6年制であり、高等教育機関の教育サイクルが一回りした段階で評価を行うべきであることや国立大学法人の中期目標期間は6年のサイクルであることを考慮し、検討する。

(3) 評価手続の効率化

- コロナ禍においては実地調査の実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。
- このような経験を踏まえれば、すべての評価において実地調査を求めることを改め、評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などの一定の条件下においては実地調査を行うこととし、それ以外については評価機関に実地調査を行うか否か委ねる方向で検討する。

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 第三者評価の意義である高等教育機関の社会へのアクセシビリティの機能をこれまで以上に果たすため、しかるべき主体が評価結果を一元的に公表し、フォーマット(公表内容)に統一性を持たせるとともに、一元的に公表する内容については、特に必要な内容を厳選して公表するなど、社会が利用しやすい公表の在り方を構築する。
- また、「知の総和答申」では、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))の構築が提言されているところであり、新たな評価結果以外の情報公表事項(大学進学希望者や企業等の関係者にとって有益な情報について、質向上・質保証システム部会で別途検討)と併せて公表することも検討する。
- ただし、新たな評価結果の公表においては、各高等教育機関の序列化を惹起するようないかなる配慮することも必要である。

(2) 評価結果の活用の在り方

- 前述のように、新しい評価に当たっては、評価の公平性を担保できるよう、細目省令において必要な項目の明確化を図るとともに、評価機関間の評価の手法や評価の観点の共有を図る場(協議会)の設置について検討することとしている。このことを踏まえ、各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、評価結果を国の政策に活用することを検討する。
- 良好な評価結果を受けた各高等教育機関に対しては、受審期間を延長する若しくは次回の評価において評価項目を軽減させることを可能とするなど、インセンティブを付与することを検討する。

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

- ・評価結果を公表するにあたり、具体的にどのような内容を含んだフォーマットにするか

6. その他

(1) 新たな評価と設置計画履行状況等調査の連携

- 現在伝達されている是正・改善意見については、ほぼ「定員未充足への対応」「教員辞職に伴う安定的な教員組織の編制」に関する意見であり、高等教育機関の活動の改善に対して、必ずしも有益な活用がなされていないのが現状である。大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会においては、是正・改善意見のほかにも、今後の高等教育機関における教育の質向上に資する具体的な意見についても「申し送り事項」として評価機関等に伝え、評価に活用することを促す。